

輸入品の部分払に関する特約条項

甲及び乙は、部分払に関し、次の特約条項を定める。

(部分払)

第1条 甲は、この特約条項の定めるところにより、乙に代金の一部を支払うものとする。

(部分払の限度額及び回数)

第2条 前条により甲が乙に支払う金額は、既納部分又は既済部分に相当する金額とし、調達品目表に掲げる金額から機能検査費用等、関税その他の租税及び調整額を除いた金額の90/100以内の金額とする。

2 役務請負契約にあつては、契約締結後、甲は速やかに契約金額の範囲内で乙から提出される概算単価を確認し、これにより計算するものとする。

3 部分払は、予算の範囲内において行うものとする。

4 部分払の支払回数は、 回以内とし、支払希望日の15日前までに申し出るものとする。ただし、技術援助作業、調査等の役務及び技術員の駐在に関する契約についての支払要領は、次によるものとする。

第 回 令和 年 月 日までの既済部分

第 回 令和 年 月 日までの既済部分

第 回 令和 年 月 日までの既済部分

第 回 令和 年 月 日までの既済部分

(部分払金額の請求)

第3条 乙は、部分払の支払を受けようとするときは、前条に定めるところにより、支払請求を行うものとする。

なお、請求の内訳に「第 回分 E A」等と明記し、当該契約の支払の状況を明らかにするものとする。

(差額の支払及び過払金の返納)

第4条 契約金額が確定した場合において、既に支払った金額が確定契約金額に満たないときは、甲はその差額を乙に支払うものとし、支払金額が確定契約金額を超えるときは、乙はその差額を甲の指示する期限までに返納しなければならない。

(過払額における利息の追加)

第5条 乙は、別に指示された期限までに差額を返納しないときは、その期限の終了した翌日から返納する日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息を付して甲に返納しなければならない。

(所有権の移転)

第6条 契約物品の所有権は、甲が受領したときをもって乙から甲に移転するものとする。

2 契約物品の性質上必要な包装等は、仕様書に特に定めのあるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。